

双葉町まち・ひと・しごと創生総合戦略



平成28年3月

福島県 双葉町

目 次

I 総合戦略策定の趣旨	
1. 総合戦略策定の意義	1
2. 総合戦略の期間	1
II 人口ビジョン	
1. 双葉町の人口概要	2
2. 将来人口推計	4
III 双葉町の戦略	
1. 基本目標と取組方針	6
2. 取組方針に対する施策と目標	10
3. 参考分類	38
IV 総合戦略の推進にあたって	
1. 全庁体制による総合的・横断的な施策の推進	40
2. 施策の具体的な推進事業（総合戦略アクションプラン）について	40
3. 国・県との連携の推進と制度の積極的な活用	40
4. 関係者と連携した取り組みの推進（PDCAサイクルの確立）	40

I 総合戦略策定の趣旨

1. 総合戦略策定の意義

双葉町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から約5年が経過する中、いまだ町内全域が避難指示区域となっており、町民全員がふるさと双葉町を離れ、各地で厳しい避難生活を続けております。

こうした中、町の最重要課題である「町民一人一人の復興」「町の復興」とあわせて、「急速な少子高齢化への対応」・「人口の減少の歯止め」・「東京圏への人口の過度の集中の是正」・「各地域での住みよい環境確保」といった地方創生を強力に推進していく必要があります。

そこで、

- ・双葉町復興まちづくり計画（第一次計画）
- ・双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）
- ・双葉町復興まちづくり長期ビジョン

をもとに、双葉町の課題解決のため、国の総合戦略方針のうち取り込み可能な部分を勘案しながら、新たなまちづくりに踏み出していくための指針として、双葉町総合戦略を策定いたします。

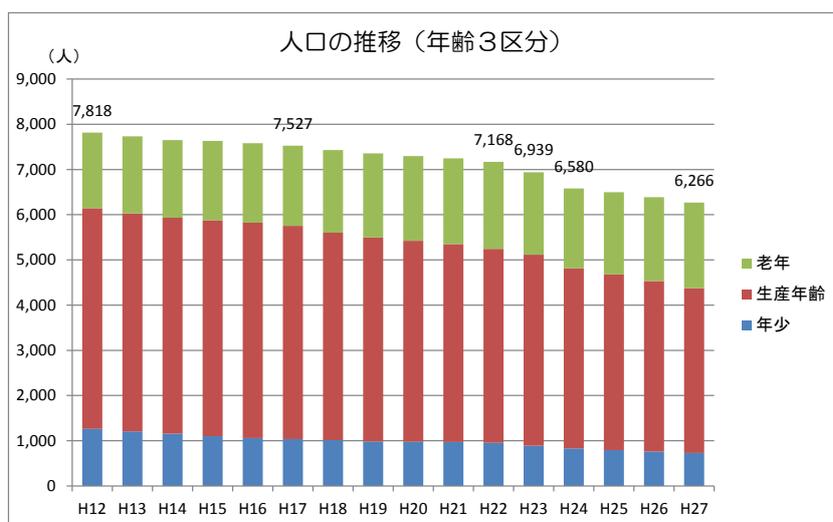
2. 総合戦略の期間

総合戦略の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間としますが、町の情勢・他計画の作成状況等を勘案し、必要に応じた改定を行います。

Ⅱ 人口ビジョン

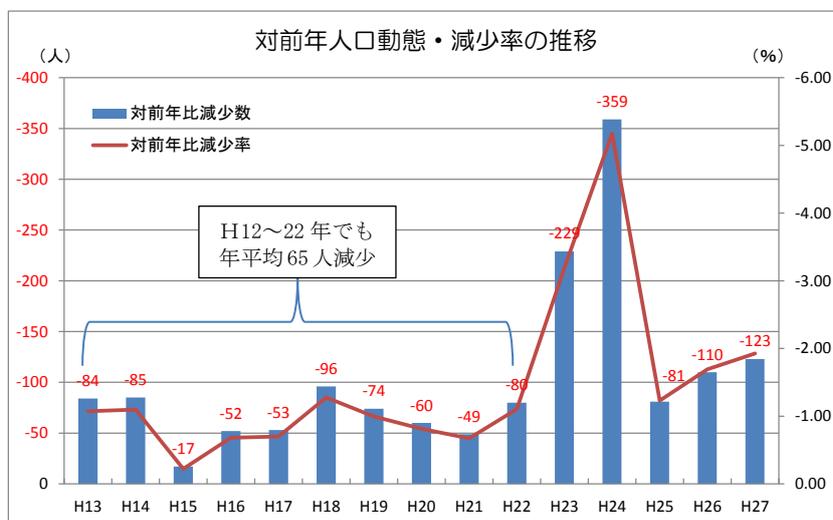
1. 双葉町の人口概要

双葉町住民基本台帳による町人口（各年4月1日現在、以下、特に記載ない場合、このデータを使用。ただし外国人は除く）は、平成12年以降、減少傾向にあり、平成12年の7,818人から、平成17年に7,527人、平成22年に7,168人となっています。東日本大震災直後の平成23年は6,939人でしたが、翌平成24年には6,580人と大幅な減少となっています。



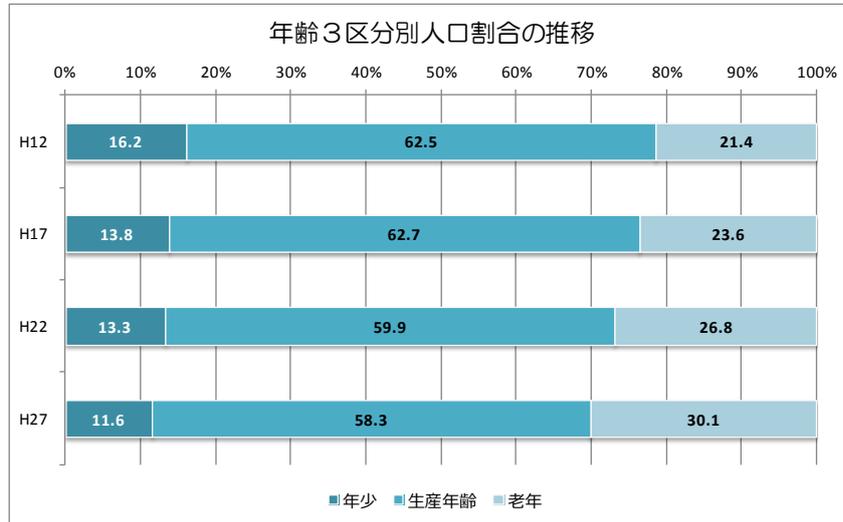
対前年の人口動態をグラフ化すると、一貫して人口減少が続き、平成12年から平成22年までは、年平均65人減少しております。平成23年、平成24年は震災により大幅減少となり、平成23年が229人、平成24年が359人減少しています。

その後は100人前後の減少となっておりますが、減少率が増加する傾向がみられ、避難の長期化に伴って、主に転出による人口減少が拡大していることが懸念されます。



年齢3区分別にみると、生産年齢人口の減少が目立ち、年少人口の減少、老年人口の微増という形になっていますが、人口総数の減少により、老年人口は平成12年の21.4%から平成27年には30.1%と3割を超えています。

一方で、年少人口は16.2%から11.6%に、生産年齢人口は62.5%から58.3%と減少しています。

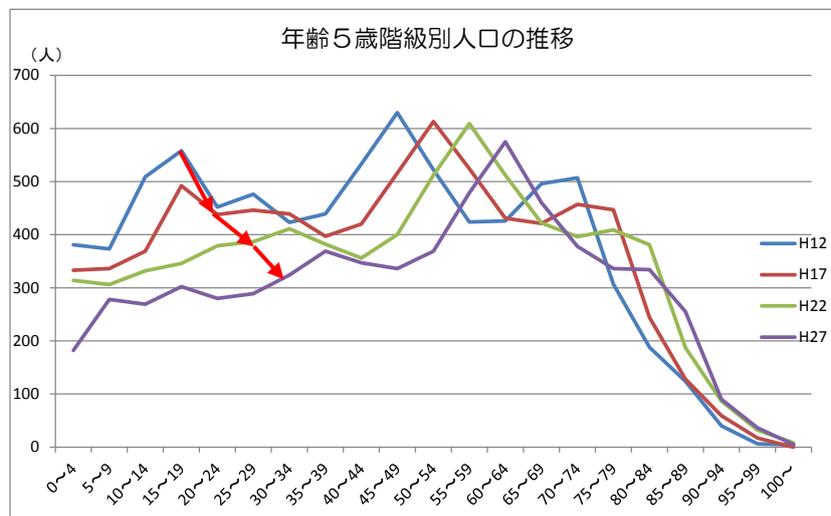


各年の年齢5歳階級別人口の推移をみると、35～39歳以上の年齢のコーホート（同年代の人口の固まり）5年経過ごとに右方向に同じ形ですれており、人口動態に大きな変化がないことがわかります。

一方で、34歳以下のコーホートは5年後の変化が安定しておらず、ほぼすべての年代で5年前の数値を下回っており、この世代の減少が著しいことがわかります。

特に平成12年の15～19歳のコーホートは、進学等に伴って転出することが多くなっています。

平成12年の558人が平成17年には438人（20～24歳）と120人の減少となっていますが、その後も減少が続き、平成22年には387人（25～29歳）と51名減少、平成27年には324人（30～34歳）と63名減少しています。



2. 将来人口推計

双葉町民は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、町の96%が帰還困難区域に指定される中、依然として先が見えない避難生活を続けております。このような状況の下、町への帰還が可能となる時期が国から示されない中、社会状況の変化を加味した将来人口を見通すことは非常に困難です。

このため、今回の推計は、1. で確認した「現状」の延長線の分析として行うことといたしました。今後、「復興まちづくり計画・復興まちづくり計画事業計画（実施計画）」や、「復興まちづくり長期ビジョン」を町として全力で推し進めることにより、町の人口の減少傾向に一定の歯止めがかかるよう努めて参ります。

(1)推計方法・前提条件

①推計方法

将来人口の推計は、コーホート変化率法による。変化率は対前年人口動態から平成12～22年の変化率と、平成25年以降の変化率のそれぞれ平均値としました。

平成12～22年の変化率に対して、平成25年以降の変化率の方が、減少傾向が増加していることなどから、シナリオA～Dの4パターンを想定しました。

シナリオA：震災が無かったとした場合の想定（基準年：平成22年）

シナリオB：総合戦略等の施策効果として各期間10%の若年人口の流出抑制があったと想定（基準年：平成27年）

シナリオC：震災前の人口減少傾向が続いた場合（基準年：平成27年）

シナリオD：震災後（平成25年以降）の人口減少傾向が続いた場合（基準年：平成27年）

さらに、国が将来推計人口を算出するにあたって、合計特殊出生率を平成42年には1.80、平成52年には2.04に回復すると想定していることから、シナリオA及びBについては、合計特殊出生率が同様に回復するものとししました。

②前提条件

- 基準人口はそれぞれ4月1日住民基本台帳人口（外国人除く）としました。
- 変化率は、上記のとおり平成12～22年のコーホート変化率、平成25～27年のコーホート変化率としました。
- 子ども女性比（15～49歳の女性と0～4歳の子どもの数の比）は、平成12～22年の双葉町の実績値としました。平成23年以降は東日本大震災の影響があるものと想定し除きました。

なお、シナリオA、Bについては、国の人口ビジョンにおいて、合計特殊出生率の予測を、平成42年に1.80、平成52年に2.04としており、双葉町においても同様に回復するものとししました。

- 0～4歳人口性比は、平成12～22年の双葉町の実績値とししました。平成23年以降は東日本大震災の影響があるものと想定し除きました。

(2)推計結果

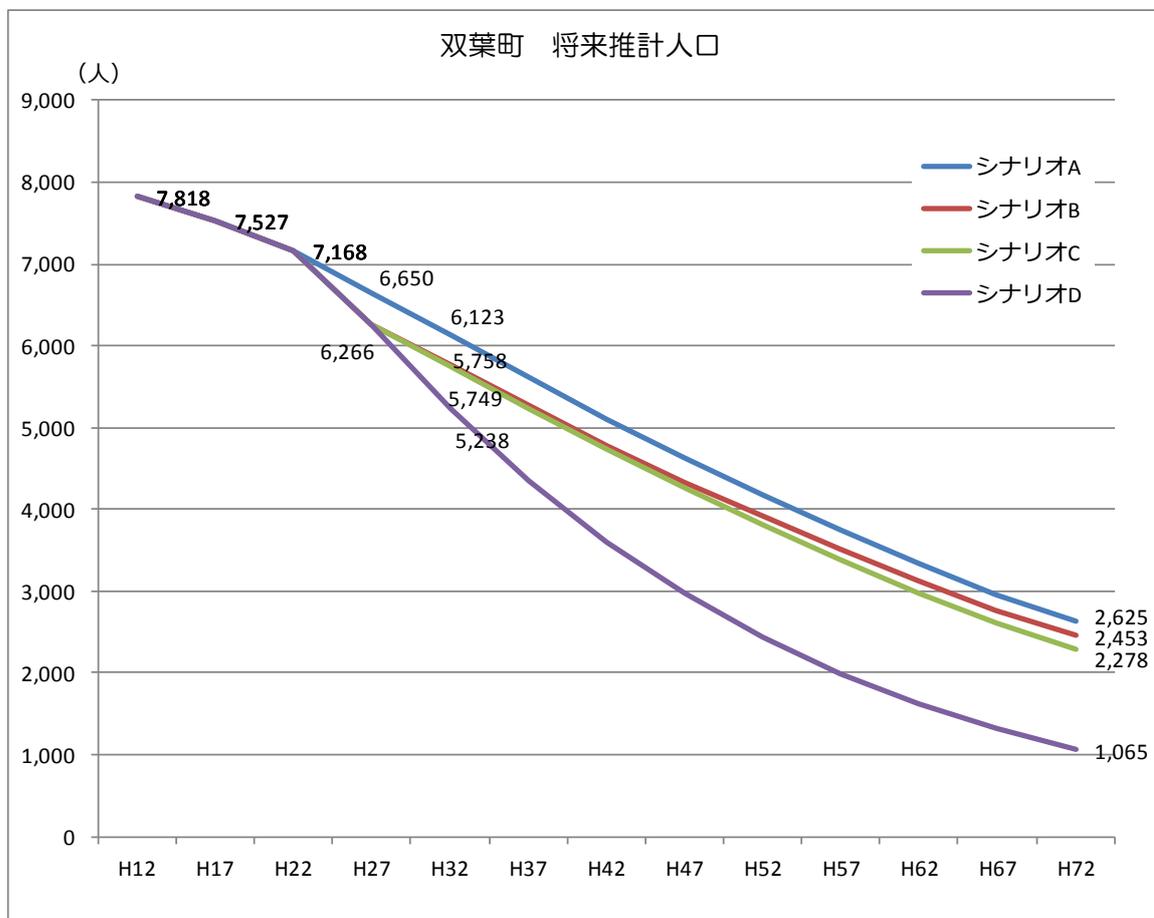
シナリオAは、仮に震災が無かった場合の双葉町の人口推計を示し、平成27年には実績値では6,266人であるのに対して、6,650人となっています。

しかしながら、平成12年以降、年平均65人、5年で325人の減少となることから、引き続き人口は減少し、平成32年には6,123人となり、平成27年の実績値を下回ります。平成72年には2,625人と推計されました。

シナリオB以降は、全てシナリオAを下回る結果となり、シナリオBでは、平成32年に5,758人、平成72年に2,453人となります。

シナリオCでは、平成32年に5,749人、平成72年に2,278人となります。

シナリオDでは、平成32年に5,238人、平成72年に1,065人となります。



Ⅲ 双葉町の戦略

1. 基本目標と取組方針

双葉町は、平成23年（2011年）3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震による大きな揺れと巨大な津波に襲われ、その後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、すべての町民が、住み慣れた双葉町から避難を強いられ、これまで築き上げてきた暮らしを突如として奪われました。

町民が、この未曾有の災害による現在の不自由な避難生活から生活再建を果たし、美しいふるさと・双葉を取り戻していかなければなりません。

こうした中、双葉町のまち・ひと・しごと創生のための戦略として、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」との整合も考えながら、次の4つの「基本目標」及びそれぞれの基本目標に対する「取組方針」を設定します。

参考：【「取組方針」の表記方法】

①P24 迅速、确实、十分な賠償

1-6

このページは、参考に、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」のページを示すものです。

この番号は、参考に、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」に基づく事業計画（実施計画）の対応する施策の番号を示しているものです。

なお、これらの「基本目標」及び「取組方針」について、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（内閣官房審議官通知）（平成26年12月）」による施策分類で整理すれば、「3. 参考分類」のとおりとなります。

基本目標(1) 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組

【町民の声】

- 「避難生活は限界を感じている」
- 「人間としての復興をまず手助けして欲しい」
- 「町民のニーズに合った生活再建を支援して欲しい」

この思いを受け止め、町民のみなさんの現在の避難生活を早急に改善するとともに、町民一人一人が生活再建を実現できるように取り組んでいきます。

この基本目標を達成するため、次の取組方針を設定します。

【取組方針】

- ①P24 迅速、確実、十分な賠償 1-6
- ②P25 住居（仮設住宅、借り上げ住宅等）の改善 7-12
- ③P26 避難生活における健康被害の防止 13-18
- ④P27 各種支援措置（高速道路の無料化、各種減免措置等）の継続 19
- ⑤P27 町からの情報提供 20
- ⑥P28 町民のきずなの回復 21-22
- ⑦P31 住居の確保 23-27
- ⑧P33 事業再開支援・雇用の確保 28-31
- ⑨P35-36 保健・医療・福祉体制の確保 32-42
- ⑩P38 早期の学校再開に向けた取組（一部済） 43-45
- ⑪P39 避難先の子どもたちの教育環境・きずなの確保 46-51
- ⑫P53 「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備 52-56
- ⑬P55 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保 57-61
- ⑭P57-58 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保 62-68
- ⑮P59 「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保 69-73
- ⑯P61 「双葉町外拠点」における教育環境の確保 74-76

平成31年度
の基本目標

町民の住環境の確保・改善を図るため、住宅の購入、復興公営住宅への入居等の代替住居の確保を前提として、応急仮設住宅の居住者0人を目指します。

基本目標(2) 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

【町民の声】

- 「町民の皆に会いたい」
- 「町民がふれあえる場所がほしい」
- 「伝統文化を残していきたい」

この思いを受け止め、町民の皆さんのきずなを維持・発展させ、伝統文化を次世代に継承していけるように取り組んでいきます。

この基本目標を達成するため、次の取組方針を設定します。

【取組方針】

- ①P67 町民の交流機会の確保 77-87
- ②P68 町民同士が連絡取りあることができる仕組みの構築 88-89
- ③P69 町からの情報提供の円滑化・充実化 90-96
- ④P71-72 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承 97-109
- ⑤P73 避難先住民との交流の促進 110-113
- ⑥P74 震災・事故の教訓の記録と伝承 114-118
- ⑦P74 町民のきずなを維持する拠点としての「双葉町外拠点」の整備 119

平成31年度 の基本目標	双葉町の代表的なイベントの1つであるダルマ市について、2日間の延べ来場者1万人を目指します。
-----------------	--

基本目標(3) ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組

【町民の声】

- 「ふるさととは失いたくない」
- 「一日でも早く元の双葉町に戻して次世代に繋げたい」
- 「帰還したいような魅力的な町にしなければならない」

この思いを受け止め、町民の皆さんのふるさとへの思いをつなぎつつ、一日でも早い双葉町への帰還と双葉町の再興を目指して取り組んでいきます。

この基本目標を達成するため、次の取組方針を設定します。

【取組方針】

- ①P78 一時帰宅の改善 120-124
- ②P78 墓参への支援 125-127
- ③P79 ふるさとの荒廃の防止 128-133
- ④P80 町民のきずなの維持 134
- ⑤P82 放射線量の低減 135-139
- ⑥P83 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保 140-143
- ⑦P83 インフラ等の復旧 144-146
- ⑧P87 津波被災地域の復旧・復興への取組 147-150
- ⑨P89 双葉町の復興・再興へ向けた考え方 151

平成31年度 の基本目標	町内復興拠点や関係インフラの整備を段階的に進め、一部施設については供用が開始できることを目指して取り組みます。
-----------------	---

基本目標(4) 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて

この復興まちづくり計画に掲げた取組を着実に進めていくためには、行政と町民が協働し、町民の力を結集して、町民が主体となって取り組んでいくことが必要です。

この基本目標を達成するため、次の取組方針を設定します。

【取組方針】

- ①P91 復興の取組への町民の参画 152-156
- ②P92 町民による復興の取組への支援 157-160
- ③P92 行政と町民等の協働による計画の推進体制 161-165

平成31年度 の基本目標	双葉町の復興に向けた取組みの立案・検証の過程に、引き続き町民参画がなされるよう、町民等からなる委員会組織を存置します。
-----------------	---

2. 取組方針に対する施策と目標

(1)不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組

①P24 迅速、確実、十分な賠償 1-6	
施 策	<ol style="list-style-type: none"> 1 現在の賠償指針・基準はあくまで最低基準です。町民の被害実態を把握し、指針・基準には明記されていない項目を含めて町民の被害に沿った賠償を進めるよう、東京電力に要求していきます。また、国に対して東京電力への指導の徹底を要求していきます。 2 町民の生活再建が可能となるように、賠償指針・基準の見直し・拡充について、双葉郡他町村と連携して、国・東京電力に要求していきます。その際、賠償指針が明らかとしていない事故後6年以降の賠償の取り扱い、将来にわたる健康被害に対する賠償の取り扱いなども求めていきます。 3 消滅時効の取り扱いについて、東京電力の運用のみによるのではなく、法的な担保がなされるよう、引き続き国に要求していきます。また、賠償請求手続きの広報を推進するとともに、請求手続きが難しい方に対して、関係機関と連携しながら、請求を促します。 4 弁護士を利用されている方の手続きが迅速に行われるよう、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充などを国等に要求していきます。 5 個別の事情を抱える町民のみなさんの賠償手続きを支援するため、双葉町弁護士との連携を進めます。 6 双葉町ホームページや広報紙を活用して賠償に係る情報提供を一層推進します。また、東京電力に対して、賠償実例の開示・Q&Aの充実など情報公開の徹底を要求していきます。
平成31年度の目標	引続き、国・東京電力に対し、賠償が迅速・確実・十分に行われるよう求め、賠償問題の早期の全面解決を目指して取り組みます。

②P25 住居（仮設住宅、借り上げ住宅等）の改善 7-12	
施 策	<p>7 借り上げ住宅を含めた応急仮設住宅の入居期限の延長、借り上げ住宅の住み替え制限の緩和等について、引き続き、国・県に要請していきます。</p> <p>8 東京電力による家賃賠償について、賠償期間の延長、対象の範囲・金額等の周知、入居費用や家賃の立替払いが困難な町民に対する支援等を国・東京電力に要求していきます。</p> <p>9 旧騎西高校に設置されている一時避難所の解消に向けて、避難者の意見を聞きながら、受入先の確保などの取組を進めます。（済）</p> <p>10 県への要請を通じて、仮設住宅の居住環境の改善に取り組みます。</p> <p>11 仮設住宅の住環境を根本的に解決するため、一刻も早く恒久住宅への入居が可能となるように国・県・受入自治体との協議を進めます。</p> <p>12 仮設住宅と市街地を結ぶ復興支援バスについて、国・事業者への要請を通じて、運行の継続と運用の改善に取り組みます。</p>
平成31年度の目標	町民の住環境の確保・改善を図るため、住宅の購入、復興公営住宅への入居等の代替住居の確保を前提として、応急仮設住宅の居住者0人を目指します。

③P26 避難生活における健康被害の防止 13-18

<p>施 策</p>	<p>13 町民への定期的・継続的な戸別訪問について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会や避難先自治体等と連携して、実施していきます。</p> <p>14 町民のみなさんが気軽に利用できるように、健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターを避難者が多い複数の地域に設置します。</p> <p>15 介護予防のため、健康体操等の施策を引き続き実施していきます。</p> <p>16 避難生活による精神的ストレス等健康被害を抱えている町民のみなさんに対して、避難先自治体等の関係機関と連携して心のケア支援プログラム（周期的な相談・病院の紹介等）を継続して実施していきます。</p> <p>17 高齢者や障害者に対する緊急時の安否確認を迅速に行うための緊急通報システム体制を活用します。</p> <p>18 保健師等の人材の恒久的な確保を国・県等に要請し、町民のみなさんの健康管理を適切に実施していく体制を構築していきます。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>サポートセンターの利用者数について、双葉町社会福祉協議会と連携し、4,000人を目指します。</p>

④P27 各種支援措置（高速道路の無料化、各種減免措置等）の継続 19

施 策	19 高速道路の無料化、医療費負担の減免など各種被災者支援制度の継続について、国に引き続き要請していきます。
平成 31 年度の 目 標	高速道路の無料化、医療費負担減免等、各種支援措置が継続されるよう、国に要望を続けます。

⑤P27 町からの情報提供 20

施 策	20 町民の避難生活の不安軽減、きずなの維持に資するべく、町からの情報提供の円滑化・充実化に取り組みます。
平成 31 年度の 目 標	町ホームページのアクセス数について、年間 25,000 件を目指します。

⑥P28 町民のきずなの回復 21-22

施 策	<p>21 町民が安心して避難生活を送れるよう、全国各地に避難しバラバラになってしまった町民のきずなを維持・回復させるための取組を積極的に進めます。</p> <p>22 仮設住宅だけでなく、借上げ住宅等にて避難生活を送っている町民のみなさんも集まれる場の設置について検討を進めます。</p>
平成 31 年度の 目 標	双葉町の代表的なイベントの 1 つであるダルマ市について、2 日間の延べ来場者 1 万人を目指します。

⑦P31 住居の確保 23-27

<p>施 策</p>	<p>23 新たな住居の確保等生活再建が可能となるような賠償基準の見直し・拡充について、双葉郡他町村と連携して国・東京電力に要請していきます。</p> <p>24 二重ローン対策、融資制度や税制優遇措置の拡充・継続、新たな支援措置の創設などを国、県に要請していきます。</p> <p>25 住宅・土地取得に係る情報提供・相談窓口の設置などを国・県・関係団体に要請していきます。</p> <p>26 避難者が集中して土地の需要がひっ迫している地域では、宅地の供給を県等に要請していきます。</p> <p>27 避難先において公営住宅の入居を希望する町民に対して、その入居が可能となるよう、避難先自治体との調整、国・県への制度改正要望などに取り組みます。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>町民の住環境の確保・改善を図るため、住宅の購入、復興公営住宅への入居等の代替住居の確保を前提として、応急仮設住宅の居住者0人を目指します。(1)-②再掲)</p>

⑧P33 事業再開支援・雇用の確保 28-31

<p>施 策</p>	<p>28 町と商工会が連携して、避難先で事業再開を希望する事業者に対する支援制度の周知や利用支援、事業者のニーズに応じた支援措置の拡充に関する国等への要請などに取り組みます。</p> <p>29 避難先で営農再開を希望する町民に対する、避難先自治体との連携を通じた営農再開支援制度の情報提供や利用支援、初期投資補助等の助成に関する国等への要請などに取り組みます。</p> <p>30 事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知し、顧客獲得等を支援します。</p> <p>31 県内外を問わず避難先で仕事を得られるように、就職相談・職業訓練等の体制整備を国・県に要請していきます。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>町事業者の事業再開率 50%を目指します。</p>

⑨P35-36 保健・医療・福祉体制の確保 32-42

施策

- 32 放射線関連検査の全国での受診体制の確立等、検査体制の拡充を国・県等へ要請します。
- 33 健康手帳の配布等を通じた長期的な健康管理のフォローアップ体制の構築を図ります。
- 34 健康調査を補完する放射線医学の専門家による相談会の開催を検討します。
- 35 放射線の理解を深めるための講演会等を開催します。
- 36 県内外を問わない被災者の定期的な健康診断等の実施、子ども・妊婦の医療費免除、子どもの生涯にわたる健康診断の実施等を内容とした「子ども・被災者生活支援法」の実効ある運用がなされるよう国に要請し、全国どこに避難（居住）していても、原発事故に起因する健康管理への支援が受けられるように取り組みます。
- 37 原発避難者特例法の徹底を国・関係自治体等に要請し、各避難先での保健・医療・福祉サービスの適切な提供の確保に努めます。
- 38 避難先自治体と連携して避難先における保健・医療・福祉サービスの課題の把握に努め、課題の改善に向けて避難先自治体と調整します。
- 39 町民への定期的・継続的な戸別訪問について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会や避難先自治体等と連携し実施していきます。
- 40 町民のみなさんが気軽に利用できるような、健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターを避難者が多い複数の地域に設置します。

(つづき) 施 策	<p>41 保健師等の人材の恒久的な確保を国・県等に要請し、町民のみなさんの健康管理を適切に実施していく体制を構築していきます。</p> <p>42 避難者が多い受入自治体に対しては、避難者の集中による支障が生じないように、医療・介護施設の充実に一層の支援を行うよう、国・県に要請していきます。</p>
平成 31 年度 の 目 標	サポートセンターの利用者数について、双葉町社会福祉協議会と連携し、4,000 人を目指します。(1)-③再掲)

⑩P38 早期の学校再開に向けた取組（一部済） 43-45	
施 策	<p>43 双葉町立の学校（幼稚園、小学校、中学校）の再開については、「双葉町外拠点」（仮の町）における学校の在り方とは切り離し、早期の学校再開に向けて検討を進めます。（済）</p> <p>44 学校を設置する際には、より多くの子どもたちを集約できるようにするため、町独自の新たな教育方針・教育提供内容を打ち出していきます。</p> <p>45 双葉町立の学校を再開しても、避難先の学校に通う子どもたちへの支援は継続します。</p>
平成 31 年度 の 目 標	ICT教育の充実、授業公開等を通じ、園児・児童・生徒数の合計 50 名を目指します。

①P39 避難先の子どもたちの教育環境・きずなの確保 46-51

<p>施 策</p>	<p>46 原発避難者特例法の徹底を国・関係自治体等に要請し、各避難先で学校教育を継続して受けられるように取り組みます。</p> <p>47 就学援助措置・就園奨励事業等の教育支援制度の町民への周知と制度拡充・継続を国等へ要請していきます。</p> <p>48 関係機関との連携を通じて進学情報の提供を行います。</p> <p>49 子どもたちの学習支援などを行うNPO法人やボランティア団体と連携を強化します。</p> <p>50 子どもたちのきずなの維持、学習支援、伝統文化継承、心のケアを目的とした「つどいの場」を提供します（例：集まれ！ふたばっ子）。</p> <p>51 全国の双葉町の子どもネットワークづくりを進めます（例：連絡先の継続把握・定期的通信）。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>避難先の子どもたちの教育環境の確保に支障が生じないよう、必要な支援制度の継続について、国に要請を続けます。</p>

⑫P53 「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備 52-56

<p>施 策</p>	<p>52 大部分の町民の要望は、一戸建てまたは低層の集合住宅ですが、用地の制約などもあることから、利便性の高い場所における中高層型の集合住宅のニーズも含めて、町民のみなさんに情報を提供した上で、改めて住民意向調査を実施して、町民の要望に沿った住宅整備を求めています。</p> <p>53 高齢者が安心して暮らせるようバリアフリー住宅や、介護サービスと住宅の一体整備など高齢者にやさしい住宅を要請していきます。</p> <p>54 家族と一緒に住みたいという町民の声を踏まえて、間取りや募集方法への配慮を要請していきます。</p> <p>55 復興公営住宅の整備にあわせて、その近隣に自宅を再建する町民を対象とした宅地を供給することについても、必要に応じて、協議の中でとりあげていきます。</p> <p>56 「コミュニティ拠点」については、公営住宅に入居したい希望を持つ町民の要望数を踏まえて、受入自治体における既存住宅の活用も視野に入れて、希望する町民が入居できる公的住宅の確保を要請していきます。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>希望者全員が復興公営住宅に入居できるよう、関係機関との調整を行います。</p>

⑬P55 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保 57-61

<p>施 策</p>	<p>57 「双葉町外拠点」及び「コミュニティ拠点」において、町民のきずなの維持・発展の拠点として、拠点の住民及び地域の町民同士がいつでも集まれる場（例えば、集会所、公園・広場、共同菜園などが考えられます）の設置に取り組みます。こうした町民の集いの場については、町民が主体となった運営方法を検討します。</p> <p>58 この集いの場を、さまざまな交流イベントや町の祭りの開催場所、歴史・伝統・文化の継承の拠点などに活用し、町民のきずなを維持・発展させていきます。</p> <p>59 「双葉町外拠点」の相互間や全国に離れた町民の結びつきを強化するため、施設の設置に併せて、情報通信基盤の活用を図ります。</p> <p>60 規模が大きな「双葉町外拠点」においては、双葉町の歴史・伝統・文化の紹介場所の確保、震災・事故の教訓の展示・研修施設の設置などについて検討します。</p> <p>61 仮で設置されている役場機能の将来的な設置場所については、双葉町への帰還の見通しや「双葉町外拠点」の規模を踏まえて、町民の利便性を勘案しつつ、検討を進めるとともに、事務所及び支所間の緊密な連携を図れる組織、機能の見直しを図ります。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>双葉町の代表的なイベントの1つであるダルマ市について、2日間の延べ来場者1万人を目指します。(1)-⑥再掲)</p>

⑭P57-58 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保 62-68

<p>施 策</p>	<p>62 「双葉町外拠点」における共同店舗・共同事務所の設置の必要性について、事業者の要望を調査し、その上で必要な施設を要請します。</p> <p>63 「双葉町外拠点」がある自治体において事業再開を目指す事業者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して、情報提供や支援制度の利用支援などを行います。</p> <p>64 「双葉町外拠点」がある自治体において、農業再開希望者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して営農再開支援制度の情報提供・利用支援、初期投資補助等の助成を国等への要請に取り組みます。</p> <p>65 事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知し、顧客獲得等を支援します。</p> <p>66 「双葉町外拠点」がある自治体において、県、受入自治体、ハローワーク等関係機関との連携強化を通じて、町民の安定した雇用の確保に努めます。</p> <p>67 規模が大きな「双葉町外拠点」においては、その整備と並行して、双葉町の産品の再興、高齢者支援や子育て支援など、住民による住民のための雇用を生み出す仕組み・方法について、関係機関と連携を図りながら、検討を進めます。</p> <p>68 規模が大きな「双葉町外拠点」においては、保育・託児サービスの提供など、子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備についても受入自治体と協議していきます。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>町事業者の事業再開率50%を目指します。(1)-⑧再掲)</p>

⑮P59 「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保 69-73

<p>施 策</p>	<p>69 「双葉町外拠点」において、町民が安心して保健・医療・福祉サービスの提供を受けられるように、受入自治体と協議を進めます。</p> <p>70 規模が大きな「双葉町外拠点」においては、新たな医療・福祉施設の整備の必要性について、県・受入自治体と協議を進めます。</p> <p>71 特に多くの町民の受入をお願いする受入自治体に対しては、「双葉町外拠点」の整備にあわせて、当該自治体における保健・医療・介護施設の充実に一層の支援を行うよう、国・県に要請していきます。</p> <p>72 双葉町の保健・医療・福祉事業者の再開支援に取り組みます。</p> <p>73 介護サービスと住宅の一体整備など高齢者にやさしい施設整備を要請していきます。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>保健・医療・福祉サービスの利用を希望しているものの、利用ができない町民がいなくなるよう、取り組みます。</p>

⑩P61 「双葉町外拠点」における教育環境の確保 74-76	
施策	<p>74 規模が大きな「双葉町外拠点」における学校（幼稚園、小学校、中学校）の整備については、国・県・受入自治体との協議を踏まえて、その必要性について検討します。</p> <p>75 「双葉町外拠点」に学校を設置する際には、より多くの子どもたちを集約できるようにするため、町独自の新たな教育方針・教育提供内容を打ち出していきます。</p> <p>76 「双葉町外拠点」において学校の設置が難しい場合には、集会施設を活用して、子どもたちの学習支援や双葉町の歴史・伝統・文化の教育機会を設けることを検討し、町独自の地域教育に取り組みます。</p>
平成31年度の目標	I C T教育の充実、授業公開等を通じ、園児・児童・生徒数の合計50名を目指します。((1)-⑩再掲)

(2)町民のきずなの維持・発展に向けた取組

①P67 町民の交流機会の確保 77-87

<p>施 策</p>	<p>77 避難先における自治組織の立ち上げを促進します。</p> <p>78 町民有志によるNPO法人等の設立を支援します。</p> <p>79 双葉町当時の地域のきずなの維持を図るため、行政区組織及び自治会組織の在り方について検討を進めます。</p> <p>80 町民主体による交流イベントの企画に対する支援の仕組みを構築します。</p> <p>81 各地で開催される交流イベントの情報提供を行います。</p> <p>82 高速道路の無料化の継続を国に要請し、町民の交流に係る費用の軽減を目指します。</p> <p>83 県内外の町民・民間団体による町民の交流拠点の設置を支援します。</p> <p>84 復興公営住宅等の整備にあわせて、地域の町民同士がいつでも集まれる場の設置に取り組みます。</p> <p>85 復興支援員制度を活用して、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p> <p>86 コミュニティ支援に関する各種助成制度などをデータベース化し、紹介できる仕組みを構築します。</p> <p>87 コミュニティ関連の補助制度の維持・拡充を国・県等に要請し、町民の自立的なコミュニティ・きずなの維持のための活動費用の確保に努めます。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>双葉町の代表的なイベントの1つであるダルマ市について、2日間の延べ来場者1万人を目指します。((1)-⑥再掲)</p>

②P68 町民同士が連絡取りあることができる仕組みの構築 88-89	
施 策	88 電話帳の作成について、町民のニーズを調査し、その必要性を検討します。(済) 89 町民同士が気軽に連絡が取れるような情報端末(タブレット端末等)の活用の検討を進めます。
平成31年度の目標	町民同士が連絡を取り合うことに不便を感じなくなるよう、取り組みを続けます。

③P69 町からの情報提供の円滑化・充実化 90-96

<p>施 策</p>	<p>90 町の情報や町民の活動状況など町民のみなさんが知りたい情報をより多く提供できるよう広報紙等を充実させます。</p> <p>91 「広報ふたば」において町民のみなさんの避難先での活動状況等取材して掲載します（ふるさと絆通信）。</p> <p>92 町民のみなさんが求める情報を迅速に提供するため、町のホームページを活用します。そのため、ホームページの構成なども分かりやすいものとなるように適時見直しを進めます。</p> <p>93 町のホームページの高度情報化（動画などの映像配信等）を図ります。</p> <p>94 WEBカメラによる町内の映像をホームページにおいて提供します。</p> <p>95 ソーシャルメディアを活用して町民と町との間で双方向のコミュニケーションを可能とする仕組みを構築します。</p> <p>96 町の情報を簡単かつ迅速に取得できるような情報端末（タブレット端末等）の活用の検討を進めます。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>町ホームページのアクセス数について、年間25,000件を目指します。 ((1)-⑤再掲)</p>

④P71-72 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承 97-109

<p>施 策</p>	<p>97 清戸迫横穴をはじめ双葉町に所在する文化財の保存・管理を行います。有形文化財の被害状況を調査し、保存、移設、修繕を行います。</p> <p>98 神楽等の伝統文化の記録（映像化等）を行います。</p> <p>99 ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。</p> <p>100 町民と学識者等により記録すべき歴史・伝統・文化を検証し、データベース化を検討します。</p> <p>101 震災前の双葉町の風景・生活などの記録を収集・デジタル化して記録します。デジタル化したものは、町のホームページ等への掲載を検討します。</p> <p>102 双葉町の歴史・伝統・文化が継承できるように記録誌・記録映像の作成に取り組みます。</p> <p>103 子ども・若い世代を含めて、双葉町の歴史・伝統・文化にふれあい、継承するためのイベント（祭り）や教室等の開催を支援します。</p> <p>104 伝統芸能の継承者への活動支援を行います。（交通費の助成、場所の確保等）</p> <p>105 子どもたち等が双葉町の歴史・伝統・文化を学ぶ場の確保を検討します。</p> <p>106 定期的な双葉町芸能祭を開催します。</p> <p>107 交流会、集会等の各種イベントへの出演機会を確保します。</p> <p>108 双葉町の歴史・伝統・文化の映像記録等を広く発信し、全国の町民がふるさとの歴史・伝統・文化にふれあえる機会を確保します。</p>
------------	--

<p>(つづき) 施 策</p>	<p>109 文化の伝承等に関する各種助成について、民間財団、国、県の補助制度を活用した支援を検討するとともに、当該補助制度の継続を国等に要請していきます。</p>
<p>平成 31 年度 の 目 標</p>	<p>レスキューした文化財のデータベース化に取り組みます。また、伝統芸能に対する支援や、後継者育成に取り組みます。</p>

⑤P73 避難先住民との交流の促進 110-113

<p>施 策</p>	<p>110 避難先の自治体や支援団体等と連携して双葉町民と避難先住民との交流会等の開催を促進していきます。</p> <p>111 避難先のイベント（祭りや催事等）への双葉町民の積極的な参加を促します。</p> <p>112 町民の自治組織等が避難先において地域住民と交流する機会の創出を支援します。</p> <p>113 復興支援員制度を活用して、双葉町民と地域住民を結び付ける新たなコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p>
<p>平成 31 年度 の 目 標</p>	<p>交流会の開催支援や、コミュニティづくりを担う人材の確保・育成に取り組みます。</p>

⑥P74 震災・事故の教訓の記録と伝承 114-118	
施 策	<p>114 震災と原発事故の記録誌の編纂に向けた体制整備を行います。町民の協力を得て震災時及びそれ以降の体験記録を継続的に収集します。</p> <p>115 学校・教育機関と連携し、震災と原発事故の教訓を学ぶ場の確保に取り組みます。</p> <p>116 「双葉町外拠点」において、この震災・事故の教訓の展示施設・研修施設の設置を検討します。</p> <p>117 この事故の経験・教訓を全国に発信する「語り部」の人材育成を支援します。</p> <p>118 避難生活の現状や復興へ向けた取組を積極的に広報します。</p>
平成31年度の目標	震災・原発事故の記録誌について、体制整備を行い、編纂に取り組みます。

⑦P74 町民のきずなを維持する拠点としての「双葉町外拠点」の整備 119	
施 策	<p>119 「双葉町外拠点」は、復興公営住宅に住む町民だけの生活拠点としてだけでなく、「双葉町外拠点」に住まない町民を含めた、双葉町民全体のコミュニティ拠点としての機能が発揮できるよう、地域の町民同士がいつでも集まれる場の設置に取り組みます。</p>
平成31年度の目標	双葉町外拠点に、住民が集える集会所等の整備がなされるよう取り組むとともに、整備後は、運営方法について関係者と調整を行います。 (1)-⑥再掲)

(3)ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組

①P78 一時帰宅の改善 120-124

<p>施 策</p>	<p>120 放射線による影響を最小限にすることに配慮しつつ、ふるさとをより身近に感じられるように、一時帰宅の実施回数の増加などに取り組みます。</p> <p>121 国道6号の通過が可能となるよう国と協議していきます。</p> <p>122 一時帰宅をより快適に行うことができるように、仮設トイレの維持・管理を進めます。</p> <p>123 一時帰宅が安全にできるように、道路等のインフラの応急復旧を進めます。</p> <p>124 事故情報や警報等を迅速に伝達する仕組みの構築を進めます。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>一時帰宅の際に立ち寄れる休憩所の確保・改善を行うとともに、町内パトロールを強化し、町民が安心して一時帰宅できるよう取り組みます。</p>

②P78 墓参への支援 125-127

<p>施 策</p>	<p>125 墓地の優先的な除染や、墓地周辺の道路の復旧を進めます。</p> <p>126 墓地の除草や保全を進めます。</p> <p>127 新たな墓地の整備について、地域住民のみなさんの意向を踏まえながら、検討していきます。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>町民が安心して墓参できるよう、道路アクセス等の利便性を踏まえながら、町内の低線量地域における新たな町共同墓地の整備に取り組みます。</p>

③P79 ふるさとの荒廃の防止 128-133	
施 策	<p>128 倒壊建物の撤去や危険建物の応急修理・除却、屋根の保全、危険物の除去、除草などについて、国等との協議を行い、その実施を要求していきます。</p> <p>129 国等に対して防犯・防火対策の徹底を要求していくとともに、町としての取組についても検討を進めます。</p> <p>130 不在地主の発生や、相続の発生に伴う所有権の複雑化等の問題について、国・県・住民と協議して対応の方向性を検討します。</p> <p>131 町内のインフラ等の被害状況調査を実施します。</p> <p>132 農業施設（ため池、水路等）の管理・保全を実施します。</p> <p>133 野生鳥獣（牛、猪豚等）の駆除等の対策を実施します。</p>
平成 31 年度の 目 標	町内復興拠点への防犯カメラ・仮設防火水槽の設置に取り組みます。

④P80 町民のきずなの維持 134	
施 策	<p>134 全国各地に避難しバラバラになってしまった町民のきずなを維持・回復させることで、ふるさと双葉町への思いをつなぎ、将来の町の復興を担う人材を確保します。</p>
平成 31 年度の 目 標	交流会の開催支援や、コミュニティづくりを担う人材の確保・育成に取り組みます。(2)-⑤再掲

⑤P82 放射線量の低減 135-139	
施 策	<p>135 今後の除染の進め方について国と協議していきます。</p> <p>136 避難指示解除準備区域から優先して除染の実施を要求します。</p> <p>137 帰還困難区域では除染モデル事業の実施を国と協議していきます。</p> <p>138 田畑・森林を含めて双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求します。</p> <p>139 町内の放射性物質や放射線量の状況を継続的にモニタリングして、町民に公表していきます。</p>
平成31年度の目標	国との協議を進め、町内復興拠点の除染完了を目指して取り組みます。

⑥P83 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保 140-143	
施 策	<p>140 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保の徹底を国・東京電力に要求していきます。また、廃炉作業中の災害・事故への危機管理体制の構築を要求していきます。</p> <p>141 複数の避難道路の確保を国・県に要請していきます。</p> <p>142 福島県及び周辺町村と連携して、廃炉措置の監視を行います。</p> <p>143 廃炉措置の進捗状況の幅広い情報公開を東京電力に要求していきます。</p>
平成31年度の目標	廃炉措置の安全確保について、廃炉安全監視協議会等を通じて、引き続き、国や東京電力に要求していきます。

⑦P83 インフラ等の復旧 144-146	
施 策	<p>144 町内のインフラ等の被害状況調査を実施します。</p> <p>145 道路などの基本的なインフラについては、避難指示解除準備区域とされたところから除染の進捗を踏まえつつ、順次復旧を進めていきます。</p> <p>146 双葉町で生活できるようになるには、保健・医療・福祉・教育のほか郵便・商業など生活関連サービスの再開が不可欠ですが、これらの施設の再開については、町への帰還見通しや町の復興の在り方と密接に関わるため、その見通しや在り方を見極めながら施設再開の進め方を検討します。</p>
平成31年度の目標	町内復興拠点や関係インフラの整備を段階的に進め、一部施設については供用が開始できることを目指して取り組みます。

⑧P87 津波被災地域の復旧・復興への取組 147-150

<p>施 策</p>	<p>147 地域住民が参画する検討の場を設置し、津波被災地域の今後の在り方について早急に議論を開始し、同地域の復興事業計画を策定します。隣接する浪江町の津波被災地域の復興計画とも連携して検討します。</p> <p>148 復興事業計画に基づき、除染、道路・海岸堤防などのインフラ復旧を進めます。</p> <p>149 除染・インフラの目途がついた浜野・両竹地区を双葉町全体の復興拠点として、除染・インフラ復旧のための拠点、復興モデル事業等の拠点として必要な施設の整備を進めます。</p> <p>150 将来にわたって土地利用に規制をする災害危険区域の指定など、将来の土地利用の在り方については、地域住民のみなさんの意向を十分に踏まえながら、検討します。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>町内復興拠点や関係インフラの整備を段階的に進め、一部施設については供用を開始できることを目指して取り組みます。(3)-⑦再掲)</p>

⑨P89 双葉町の復興・再興へ向けた考え方 151

<p>施 策</p>	<p>151 双葉町への帰還には長い時間がかかることが見込まれます。また、既存のインフラなどの荒廃が進むことや、帰還しない町民も見込まれるため、町民のみなさんの意見を十分に踏まえて、これまでの双葉町の良さを継承しつつ、事故前の町を完全に再現するのではなく、線量が早期に低下した一定の地域に都市機能を集約させ、そこでインフラや住居などを再構築する「新たな街」を建設することを視野に入れて検討を進めていきます。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>町内復興拠点や関係インフラの整備を段階的に進め、一部施設については供用を開始できることを目指して取り組みます。(3-⑦再掲)</p>

(4)双葉町の復興まちづくりの実現に向けて

①P91 復興の取組への町民の参画 152-156	
施 策	<p>152 住民意向調査（アンケート）の継続的な実施</p> <p>153 ホームページや広報紙等を活用した事業の進捗状況の情報提供</p> <p>154 ソーシャルメディアを活用した町と町民間の双方向コミュニケーションを可能とする仕組みの構築</p> <p>155 計画・事業に関する説明会・ワークショップの定期的な開催</p> <p>156 若い世代の復興まちづくりへの参画の仕組みの構築</p>
平成31年度の目標	双葉町の復興に向けた取組みの立案・検証の過程に、引き続き町民参画がなされるよう、町民等からなる委員会組織を存置します。

②P92 町民による復興の取組への支援 157-160	
施 策	<p>157 町民有志による勉強会の開催を支援します。</p> <p>158 町民の自主的な取組を推進するため、様々な分野の学識者・専門家からの協力支援ネットワークの構築に取り組みます。</p> <p>159 町民有志によるNPO法人等の設立を支援します。</p> <p>160 復興支援員制度を活用して、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p>
平成31年度の目標	双葉町の復興に向けた取組みの立案・検証の過程に、引き続き町民参画がなされるよう、町民等からなる委員会組織を存置します。(4)-①再掲)

③P92 行政と町民等の協働による計画の推進体制 161-165

<p>施 策</p>	<p>161 町民の要望に根ざしたこの復興まちづくり計画を実行していくため、国、県に対して、特段の財政措置を講ずるように要請していきます。</p> <p>162 この復興まちづくり計画を着実に推進していくためにはマンパワーの確保が課題であり、国・県等に対して、人材の確保に向けた支援を要請していきます。</p> <p>163 役場内において、各課横断的に取り組むため、計画の推進組織を立ち上げます。また、この計画を実施していくため、計画に記載された施策をより具体化していくための実施計画（事業計画）の策定に取り組みます。</p> <p>164 計画の進捗管理や計画の推進方策について審議するため、町民代表者や有識者等からなる委員会組織を設置します。</p> <p>165 計画に記載された施策の進捗状況を定期的に町民のみなさんにお知らせするとともに、進捗が思わしくない施策については、その原因を把握して、その改善に努めます。社会情勢の変化や町民の意識の変化に応じて、計画に記載された施策についても検証を行います。</p>
<p>平成31年度の目標</p>	<p>双葉町の復興に向けた取組みの立案・検証の過程に、引き続き町民参画がなされるよう、町民等からなる委員会組織を存置します。(4)-①再掲)</p>

3. 参考分類

これらの「基本目標」及び「取組方針」を、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（内閣官房審議官通知）（平成26年12月）」による施策分類で整理すると、以下のとおりとなります。

(1)雇用創出

- ①P33 事業再開支援・雇用の確保 28-31
- ②P57-58 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保 62-68

(2)人の流れをつくる

- ①P78 一時帰宅の改善 120-124
- ②P78 墓参への支援 125-127
- ③P79 ふるさとの荒廃の防止 128-133
- ④P82 放射線量の低減 135-139
- ⑤P83 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保 140-143
- ⑥P83 インフラ等の復旧 144-146
- ⑦P87 津波被災地域の復旧・復興への取組 147-150
- ⑧P89 双葉町の復興・再興へ向けた考え方 151

(3)若い世代への支援

- ①P38 早期の学校再開に向けた取組 43-45
- ②P39 避難先の子どものための教育環境・きずなの確保 46-51
- ③P61 「双葉町外拠点」における教育環境の確保 74-76

(4)安全な暮らし・地域連携

- ①P26 避難生活における健康被害の防止 13-18
- ②P27 町からの情報提供 20
- ③P28 町民のきずなの回復 21-22
- ④P35-36 保健・医療・福祉体制の確保 32-42
- ⑤P55 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保 57-61
- ⑥P59 「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保 69-73
- ⑦P67 町民の交流機会の確保 77-87
- ⑧P68 町民同士が連絡取りあることができる仕組みの構築 88-89
- ⑨P69 町からの情報提供の円滑化・充実化 90-96
- ⑩P71-72 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承 97-109
- ⑪P73 避難先住民との交流の促進 110-113

⑫P74 町民のきずなを維持する拠点としての「双葉町外拠点」の整備 119

⑬P80 町民のきずなの維持 134

(5)その他の施策

①P24 迅速、確実、十分な賠償 1-6

②P25 住居（仮設住宅、借り上げ住宅等）の改善 7-12

③P27 各種支援措置（高速道路の無料化、各種減免措置等）の継続 19

④P31 住居の確保 23-27

⑤P53 「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備 52-56

⑥P74 震災・事故の教訓の記録と伝承 114-118

⑦P91 復興の取組への町民の参画 152-156

⑧P92 町民による復興の取組への支援 157-160

⑨P92 行政と町民等の協働による計画の推進体制 161-165

IV 総合戦略の推進にあたって

1. 全庁体制による総合的・横断的な施策の推進

双葉町では、復興のための全庁的推進を図るため、「双葉町復興まちづくり計画推進会議」を設置しています。この全庁的な本部体制のもと、既存の行政分野にとられることなく、実効性の観点から総合的・横断的な施策の推進を図ってまいります。

2. 施策の具体的な推進事業（総合戦略アクションプラン）について

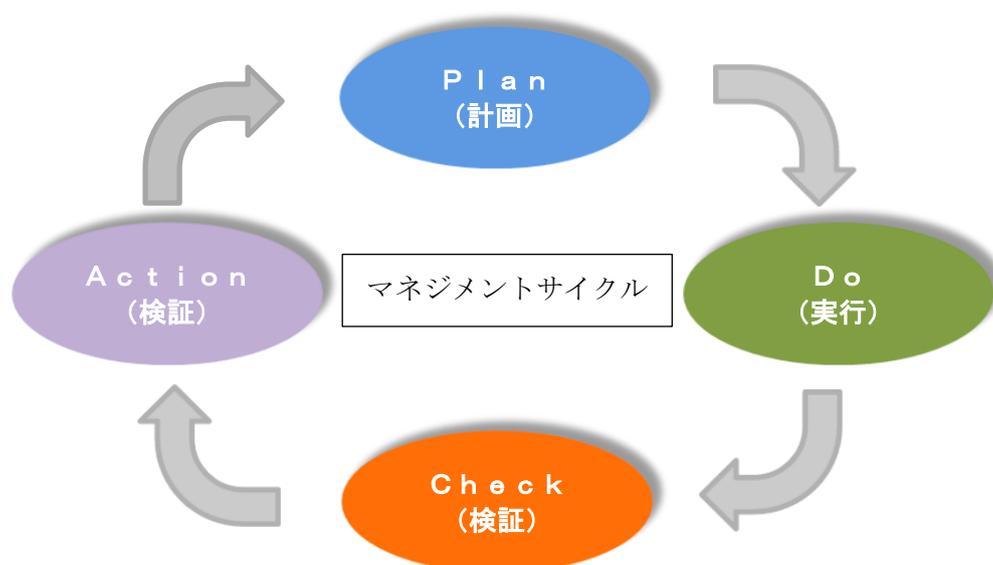
総合戦略の「施策」の具体的な推進事業については、双葉町復興まちづくり計画（第一次）計画との連動を図る必要があるため、双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）を総合戦略アクションプランと位置付けします。

3. 国・県との連携の推進と制度の積極的な活用

総合戦略の目標を実現するため、福島県と継続的かつ綿密な連携をとるとともに、国の地方創生の柱となる各種制度を積極的に活用し、効率的かつ円滑な事業の推進を図ってまいります。

4. 関係者と連携した取り組みの推進（PDCAサイクルの確立）

総合戦略の効果検証及び推進については、町民代表者や有識者等が連携する推進組織の設置を検討し、関係部と関係者との意見交換、連携の強化を図ってまいります。



双葉町 ひと・まち・しごと創生 総合戦略

平成28年3月

■発行：双葉町

〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目 19 番地の 4

TEL 0246-84-5200

FAX 0246-84-5212